

2020年3月25日
酒田天然ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金
および電気料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、新型コロナウイルス感染症の影響により休業および失業等が発生している状況を踏まえ、一時的にガス料金および電気料金の支払いが困難となるお客さまについて、料金の支払期日を延長する等の要請を受けました。本要請を踏まえ、ガス料金および電気料金の特別措置を講ずることといたしました。

<特別措置の対象>

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金」・「総合支援資金」の貸付を受けているお客さまを対象といたします。

<特別措置の内容>

【ガス料金】

2020年2^{※1}・3・4月分のガス料金の支払期限日^{※2}を、原則として1ヶ月間延長いたします。

【電気料金】

2020年1^{※1}・2・3月分のガス料金の支払期限^{※3}を、原則として1ヶ月間延長いたします。

※1 支払期限日が3月25日以降となるものに限りです。

※2 ガス料金の検針日（支払義務発生日）の翌日から50日目といたします。

※3 電気料金の検針日（支払義務発生日）の翌日から60日目といたします。

<特別措置の申込方法>

特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社までお問い合わせください。

酒田天然ガス株式会社

総務部 総務課 担当：阿部・徳田

〒998-0831 山形県酒田市東両羽町4番5号

Tel 0234-24-4111(代表)